

令和8年度答申第64号
令和8年9月17日

諮問番号 令和8年度諮問第25号（令和8年6月30日諮問）
審査庁 文部科学大臣
事件名 高等学校等就学支援金受給資格消滅処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、A知事（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。令和4年法律第68号による改正前のもの。以下「法」という。）4条の規定に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の受給資格が消滅したことを確認する処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）就学支援金の受給資格とその認定について

ア 法3条1項は、就学支援金は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等における就学について支給する旨規定する。

イ 法3条2項は、就学支援金は、同条1項に規定する者が同条2項各号のいずれかに該当するときは支給しない旨規定し、同項3号は、保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者を掲げる。

上記の政令で定める者について、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。令和8年政令第88号による改正前のもの。以下「施行令」という。）1条2項は、保護者等について同項1号に掲げる額から同項2号に掲げる額を控除した額（100円未満の端数を切り捨てた額。以下「算定基準額」という。）が30万4200円以上である者とする旨規定する。同項1号は、就学支援金が支給される月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度。以下「就学支援金支給年度」という。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税に係る同法314条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額並びに同法附則35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得の金額等の合計額（以下「課税所得額（課税標準額）」という。）に100分の6を乗じた額を掲げ、施行令1条2項2号は、就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法314条の6の規定により控除する額（以下「調整控除額」という。）を掲げる。

ウ 施行令1条3項は、同条2項の規定にかかわらず、同項に規定する者のうち、特例受給資格者であるものは、法3条2項3号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者に該当しないものとする旨規定する。特例受給資格者とは、就学支援金が支給される月の初日において生徒等の保護者等が負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務することができないこと、解雇された後雇用されないことその他の従前得ていた収入を得ることができない事由として文部科学省令で定めるもの（以下「特例事由」という。）に該当する場合であって、当該就学支援金が支給される月の前月以前の直近の連続する3月の期間の当該保護者等の収入の状況が継続するものとした場合に当該保護者等が1年間において得ると見込まれる収入の額その他の事情に基づいて算定基準額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定した額（当該生徒等の保護者等が二人以上いるときは、特例事由に該当する保護者等の当該

額及びそれ以外の保護者等の算定基準額を合算した額）が１５万４５００円未満である生徒等をいう。

そして、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成２２年文部科学省令第１３号。令和８年文部科学省令第１８号による改正前のもの。以下「規則」という。）２条３項は、特例事由は、同項各号に掲げるものとする旨規定し、同項５号は、同項１号から４号までに掲げるもののほか、保護者等の責めに帰することのできない理由により従前得ていた収入を得ることができない事由を掲げる。

エ 法４条は、法３条１項に規定する者（同条２項各号のいずれかに該当する者を除く。以下「受給資格者」という。）は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する高等学校等の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県の知事に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格（以下「受給資格」という。）を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない旨規定する。

規則３条１項は、法４条に規定する認定の申請は、受給資格者が、申請書に、保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付して、当該受給資格者が在学する高等学校等の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県の知事に提出することによって行わなければならない旨規定する。

そして、規則３条３項は、都道府県知事は、法４条に規定する認定をしたとき又は認定をしなかったときは、その旨を同条に規定する申請を行った者に対し、その者が在学する高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならないと規定する。

（２）就学支援金の支給について

法６条１項は、都道府県知事は、受給権者（法４条の認定を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、就学支援金を支給する旨規定し、法６条２項は、就学支援金の支給は、受給権者が受給資格の認定の申請をした日（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日）の属する月から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる旨規定する。

（３）収入の状況の届出について

法１７条は、受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県

知事に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならない旨規定する。

上記の文部科学省令で定める事項について、規則 11 条 1 項本文は、法 17 条に規定する届出は、受給権者が、毎年度、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならないと規定し、規則 11 条 1 項ただし書は、この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあっては、この限りでないと規定する。

規則 11 条 8 項は、都道府県知事は、同条 1 項から 7 項までの規定による届出があった場合において、当該届出を行った者が法 3 条 2 項 3 号に該当すると認めたときは、その旨をその者に対し、その者が在学する高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和 4 年 4 月 1 日、学校法人 B（以下「本件設置者」という。）の設置する C 高等学校に入学し、同月 10 日に審査請求人が高等学校等就学支援金事務処理システムによるオンライン申請により、審査請求人の保護者（以下「本件保護者」という。）の個人番号を添付して就学支援金の申請をしたところ、処分庁は受給資格の審査を行い、認定したため、同年 4 月分から同年 6 月分までの就学支援金を支給した。その後、同年 7 月分から令和 5 年 6 月分まで及び同年 7 月分から令和 6 年 6 月分までについても審査の結果、支給した。

（高等学校等就学支援金事務処理システムからの出力データ（2022 年度、2023 年度）「高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について」と題する文書）

- (2) 処分庁は、令和 6 年 7 月以降の審査請求人に係る就学支援金の支給につき、本件保護者の収入状況を確認するため、審査請求人から申請時に提出された本件保護者の個人番号を利用して収入状況を確認したところ、法 3 条 2 項 3 号及び施行令 1 条 2 項に基づく算定基準額が 42 万円と算出され、所得制限となる基準である 30 万 4200 円を上回っていることから、審査請求人は、法 3 条 2 項 3 号に定める就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者に該当すると判断した。

(高等学校等就学支援金事務処理システムからの出力データ(2024年度))

- (3) 処分庁は、令和6年9月6日付けで、審査請求人に対し、受給資格が消滅したことを確認する処分(本件処分)を行い、同年7月分から令和7年6月分までの就学支援金を支給しないこととし、その旨を、本件設置者に通知した。

本件設置者の理事長は、令和7年2月14日、審査請求人に対し、本件処分を通知した。

- (「高等学校等就学支援金の収入状況審査結果について」と題する文書、「高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について」と題する文書、「件名：**【A・私立】**高等学校等就学支援金の通知発出日について(回答)」と題するメールの写し)

- (4) 審査請求人は、令和7年5月12日、審査庁に対し、本件処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書、審査請求書を審査庁宛てに送付した封筒)

- (5) 審査庁は、令和8年6月30日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 就学支援金は、経済的な理由により高校進学・就学の機会が制限されないよう、実質的な家計所得に応じた支援を行う制度であることを踏まえれば、処分庁の判定は、本件保護者の家計状況や譲渡所得の発生経緯を無視した実情に反する不合理で形式的なものである。

- (2) 就学支援金の受給資格の判定に当たり、本件保護者の算定基準額が30万4200円の所得制限を上回ったのは、施行令1条2項1号が規定する「上場株式等に係る課税譲渡所得等」が算定基準額に加算されたことによるものである。

本件保護者は、平成16年2月から加入していた勤務先の従業員持株会において、毎月定額を拠出し株式を積み立てていたが、令和5年1月に当該勤務先の経営判断により、上場廃止を前提とした株式の公開買付けが発表され、成立したことで、加入していた従業員持株会が解散し、その解散に伴い、株式の決済処理が行われ、清算金が支払われたことで、一時的な譲渡所得(以下「本件譲渡所得」という。)が発生したものである。

しかし、これは私的な投資行為ではなく、勤務先の従業員持株会制度を通じて長期的に積み立てられた株式が、会社の経営判断によって強制的に買収された結果、生じたものであり、受動的な資産処分である。

本件保護者の給与等の実収入は例年と変わらず、生活水準も向上しておらず、教育費及び生活費の負担は重くのしかかっており、家計の実態としては制度の支援対象であるべき水準であるから、一時的な本件譲渡所得をもって受給資格が消滅したとする処分は、本件保護者の実質的な収入実態や生活状況を見放した形式的な判定であり、制度の趣旨から逸脱している。

- (3) また、施行令1条3項の規定により、規則2条3項5号が規定する「保護者等の責めに帰することのできない理由により従前得ていた収入を得ることができない事由」という特例事由に該当する者は、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者に該当しないものとする規定されている。

仮に、本件譲渡所得を基準に家計水準を評価したことを基準とするのであれば、実質的な家計水準は家計急変に値し、上記特例事由に該当するものであり、本件譲渡所得を除けば、受給資格を認定する水準であることは明白である。

- (4) さらに、本件保護者は、源泉徴収ありの特定口座を有していなかったため、令和5年度に確定申告を行う必要があったところ、令和4年度の税制改正において、令和5年度の確定申告から、住民税の申告不要制度が廃止されたため、確定申告の際に所得税と住民税とで異なる課税方式を選択することも不可能となったために、本件譲渡所得が課税標準額に加算され、算定基準額が増額したものである。仮に、本件保護者が、源泉徴収ありの特定口座を保有していた場合、本件譲渡所得は課税標準額には加算されず、所得制限の対象とはならなかった。

このことを踏まえれば、申告方法の違いにより就学支援金の受給資格の判定結果が大きく異なることになり、重大な不平等が生じてしまう。また、就学支援金の受給資格の判定の基準として、個人の貯蓄状況は問われていない。

- (5) 以上のとおり、所得制限の対象となる原因となった本件譲渡所得は、一時的なものにすぎず、制度の本旨である実質的な生活水準を判断する指標とはなり得ない性質であること、また、本件保護者が特定口座を有していなかったことや税制改正による制度上の要因により過剰に所得計上されたこ

と、実質的に就学支援金を必要とする家計実態であることなどから、処分庁の就学支援金を不支給とする判断は実情に反する不合理な処分であり、本件保護者の家計状況や本件譲渡所得の発生経緯を再度勘案し、不支給決定の見直し及び就学支援金の支給対象としての再認定を求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 論点整理

審査請求人が、法3条2項3号及び施行令1条2項で定められた所得制限（30万4200円）の対象者に該当していることについては、審査請求人もこれを争っていない。

他方、審査請求人は、処分庁が、本件処分に当たり、本件保護者の家計状況や本件譲渡所得の発生経緯、確定申告の際の申告方法の違いについて考慮した上で判定すべきであったと主張していることから、これらの観点について処分庁が考慮すべきであったかどうか、以下検討する。

また、審査請求人は、施行令1条3項及び規則2条3項5号の規定に該当するとも主張していることから、この点についても以下検討する。

なお、審査請求人は、個人の貯蓄状況は受給資格の判定基準とされるべきでないとも主張するものの、処分庁の説明から、そもそも本件処分において処分庁は算定基準額のみに基づき判定を行っており、審査請求人及び本件保護者の貯蓄状況が考慮されていないことは明らかであるため、論点として扱わないこととする。

2 論点に対する判断

- (1) 就学支援金の支給に当たっては、全国で多数の高校生等が支援を受けることから、制度の適用において不公平が生じず、迅速に授業料支援の支給に関する判定が実施できるよう、施行令1条2項に基づき、保護者等の課税所得額（課税標準額）等を用いて算出される算定基準額の区分に応じて認定することとしている。また、家計の状況の変化に応じて、必要となる支援が確実に行われるよう、毎年、住民税の課税額にひも付く算定基準額を確認することで、受給権者が支給の対象となるかどうか確認を行うこととしている。

よって、法令の規定を踏まえれば、就学支援金の受給資格の判定に当たって、処分庁において保護者等の生活実態等を別に考慮する余地は認められていない。

- (2) また、審査請求人が主張する確定申告の申告方法の違いによる算定基準

額の算出方法の違いについては、特定口座で上場株式等の取引を行っている場合は、地方税法 3 1 3 条 1 4 項の規定に基づき、源泉分離課税方式を選択することが可能であるが、審査請求人は特定口座を有しておらず、施行令 1 条 2 項 1 号により「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」は算定基準額の算出に当たり加算することが必要であるとされていることから、処分庁が行った就学支援金の受給資格の消滅に関する処分は、法令の規定に適合したものといえる。

よって、処分庁の判断及び本件処分の内容に法令に抵触する点は認められず、違法又は不当な点はない。

- (3) さらに、施行令 1 条 3 項及び規則 2 条 3 項 5 号の規定は、保護者等の負傷及び疾病による療養のため勤務できないこと、自己の責めに帰することのできない理由により離職したことなど、従前得ていた収入を得ることができない場合に、前年の課税所得によらずに就学支援金を支給することにより、家計が急変した家庭の教育費負担を軽減する規定である。審査請求人は、本件保護者の実収入は例年と変わらないと述べており、本件保護者の家計が急変しているという主張をしておらず、また家計が急変している事実もその主張からはうかがえない。

3 結論

上記のとおり、本件処分には違法又は不当な点はない。そのため、本件審査請求には理由がないから、本件審査請求は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号。以下「行審法」という。） 4 5 条 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 本件では、令和 7 年 5 月 1 2 日に審査請求を受け付けているが、本件諮問（令和 8 年 6 月 3 0 日）までに約 1 年 1 か月の期間が経過している。特に、審査請求人による反論書の提出（令和 7 年 7 月 3 0 日）から審理員意見書の提出（令和 8 年 5 月 2 0 日）までに約 9 か月の期間を要しており、審査庁においては、手続の迅速化を図ることが求められる。
- (2) 上記（1）で指摘した点及び下記 3 で付言する点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件処分は、本件保護者の算定基準額が42万円であり、その収入状況が法3条2項3号及び施行令1条2項に定められた30万4200円以上であるとしてされたものである。

すなわち、法3条2項3号は、保護者等の収入状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者には就学支援金は支給しない旨定めているところ、これを受けた施行令1条2項は、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として、算定基準額の合算額が30万4200円以上である者と定め、就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額並びに上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額等の合計額（課税所得額（課税標準額））に100分の6を乗じた額（同項1号の額）から、調整控除額を控除した額を算定基準額としている。

本件保護者について、「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」に当たる本件譲渡所得を含む算定基準額は42万円であり、30万4200円を超えている。

したがって、審査請求人は、法3条2項3号に該当し、就学支援金の支給を受けることができないから、本件処分が違法又は不当であるとはいえない。

- (2) 審査請求人は、その保護者について、算定基準額が30万4200円の所得制限を上回ったのは本件譲渡所得が発生したためであるが、本件譲渡所得は、会社の経営判断の結果生じた受動的なものであることに加え、一時的なものにすぎず、給与等は例年と変わっておらず、本件処分は、本件保護者の実質的な収入実態等を無視した、形式的で不合理なものであると主張する。

しかしながら、就学支援金の受給資格の有無は、法3条2項各号及び施行令1条2項に従って判定されるものであるところ、譲渡所得が生じた経緯や保護者の収入実態等を考慮することが必要であると解すべき法令等の根拠は見当たらないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

また、審査請求人は、源泉徴収ありの特定口座を有していたか否かによって、本件譲渡所得の申告方法が異なった結果、受給資格の判定結果が異なることは不平等であるとも主張するが、上記のとおり、就学支援金の受

給資格の有無は、法令に従って算出された算定基準額を基に判定されるものであって、本件処分に当たっても、法令の定めに従い算定基準額が算出されている以上、審査請求人が特定口座を有していないことによって地方税法313条14項の規定に基づく源泉分離課税方式を選択できず、本件譲渡所得を踏まえて算定基準額を算出したとしても不平等であるということとはできず、審査請求人の主張は採用することができない。

- (3) 審査請求人は、施行令1条3項及び規則2条3項5号に言及するとともに、実質的な家計水準は家計急変に値し所定の特例事由に該当するものであり、本件譲渡所得を除けば、就学支援金の受給資格が認定される水準であるとも主張する。

しかしながら、当該規定は、保護者等の責めに帰することのできない理由により従前得ていた収入を得ることができない場合に、前年の課税所得によらずに就学支援金を支給することにより、家計が急変した家庭の教育費負担を軽減する規定であるところ、審査請求人は、その保護者の給与等の実収入は例年と変わらないとも主張しており、上記(1)及び(2)の理由により算定基準額から本件譲渡所得を除くことができないため、従前得ていた収入を得ることができず家計が急変しているとまでは認められない。一時的に本件譲渡所得により収入が増加したことにより、その後の収入が減少したかのようにみえるとしても、従前得ていた収入を得ることができなくなったものということとはできないから、審査請求人が特例事由に該当するとは認められない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

3 付言

- (1) 通知書における処分日及び発出日の記載について

本件設置者は、処分庁から、本件処分に係る令和6年9月6日付けの「高等学校等就学支援金の収入状況審査結果について」と題する文書（以下「審査結果通知」という。）により、審査請求人の総支給額が0円であるとの通知がされたことを受けて、令和7年2月14日に「高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について」と題する文書（以下「本件通知書」という。）により、本件処分内容を審査請求人に通知しているが、本件通知書には本件処分の日及び発出日が記載されていない。

本件処分の時点において、「高等学校等就学支援金事務処理要領（第13版）（都道府県事務担当者用）」により、受給資格の消滅につき、高等

学校等の設置者を通じて通知する場合に使用するものとされていた「高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について」（以下「本件様式」という。）には、右上に文書番号及び発出日を記載することとなっているが、処分日を記載する様式とはなっていない。

処分日は、審査請求期間（行審法１８条２項により処分があった日から１年）の起算日となるなど、処分の名宛人の権利行使にとって重要な情報であるから、高等学校等の設置者を通じて処分を通知する際に使用する書式については、処分日を記載する内容に速やかに変更すべきである。

また、審査庁は、本件様式において、文書番号及び発出日を示すよう都道府県を経由して各学校法人に対して周知しているとのことであるが、上記のとおり、本件通知書には発出日が記載されていない。行政手続の明確化等の観点から処分の発出日の記載は必要であり、審査庁は改めて高等学校等の設置者への周知を徹底されたい。

（２）処分庁による通知から、高等学校等の設置者による通知までの期間について

上記（１）のとおり、処分庁が令和６年９月６日に本件設置者に対し審査結果通知により本件処分内容の通知を行ってから、本件設置者の理事長が令和７年２月１４日に審査請求人に受給資格の消滅について本件通知書により通知するまで、約５か月を要している。

このように本件処分から審査請求人に対する通知までに長期間を要している理由について、審査庁に確認したところ、審査庁からは本件設置者に理由を確認していないが、一般論から言えば、都道府県知事から高等学校等の設置者に対する通知の内容は、受給権者に対して速やかに通知されるべきものであると回答を得ている。

受給資格の消滅については、受給資格者の既存の地位を剥奪するという重大な不利益を及ぼすものである以上、消滅したことの確認結果を可能な限り速やかに処分の名宛人に通知すべきは当然であり、今後、審査庁においては、都道府県知事から高等学校等の設置者への通知後、速やかに受給権者に通知されるよう、高等学校等の設置者への周知を徹底されたい。

４ まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康		史
委	員	羽	田	淳		一